

令和7年度

介護分野就職支援金

貸付制度

申込みのしおり(募集要項)

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

目次

介護分野就職支援金貸付申請者募集要項……………P1

Q&A……………P8

介護分野就職支援金貸付

申請者募集要項

令和7年8月

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

介護分野就職支援金貸付制度は、慢性的な人手不足にある介護業界の状況を踏まえ、幅広く新たな人材を確保する観点から、他業種で働いていた方の介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な資金を貸付けることで、迅速に新たな人材を確保することを目的としています。

1 貸付対象者

- ・ 貸付の対象者は、1から4までのすべての要件を満たす方。

1	次のア又はイのいずれかの研修を修了又は資格を有する方 ^{注1}	
	ア	・介護福祉士実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者
	イ	・介護福祉士 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・訪問介護員養成研修2級課程修了者
2	介護職員等 ^{注2} の業務に就業したことがない方	
3	離職介護人材再就職準備金、障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがない方	
4	茨城県内の介護保険サービス事業所・施設等 ^{注3} において、就労した方若しくは就労を予定している方	

(注1) 就労と同時にアの研修を受講する方も含みます。

(注2) 介護保険サービス事業所又は施設等において、主たる業務が介護等の職種。

(相談業務や施設長業務は含みません。障害福祉サービス事業所は対象外です。)

(注3) 下記に記載の事業所・施設等を指します

《返還免除対象業務》

居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所【P. 12参照】

2 貸付額・貸付回数

- ・ 貸付限度額

貸付金額は、介護職員等として就職する際に必要となる経費に充当するものとして、20 万円と申請者が提出した介護分野就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない額。
(無利子)

- ・ 貸付回数

1人当たり1回限りとします。

3 申請受付期間

令和7年8月18日(月)から 令和8年1月30日(金)まで

・下記の申請期限一覧表を参照し提出してください。

就職月(予定含む)	申請期限(必着)	就職月(予定含む)	申請期限(必着)
令和7年4月～7月	9月30日	10月	12月26日
8月	10月31日	11月～12月	令和8年1月30日
9月	11月28日		

4 連帯保証人

申請時に、個人の連帯保証人が1名必要です。

次の①及び②に該当する方を連帯保証人として申請してください。

- | |
|---|
| ① 成年で、市町村県民税が課税されている方 |
| ② 茨城県社会福祉協議会が実施する他の貸付の借受人や連帯保証人になっていない方 |

※ ただし、申請人が未成年であるときは法定代理人(親権者等)を連帯保証人として申請してください。法定代理人が市町村県民税非課税の場合は、課税されている方を連帯保証人として追加していただきます。

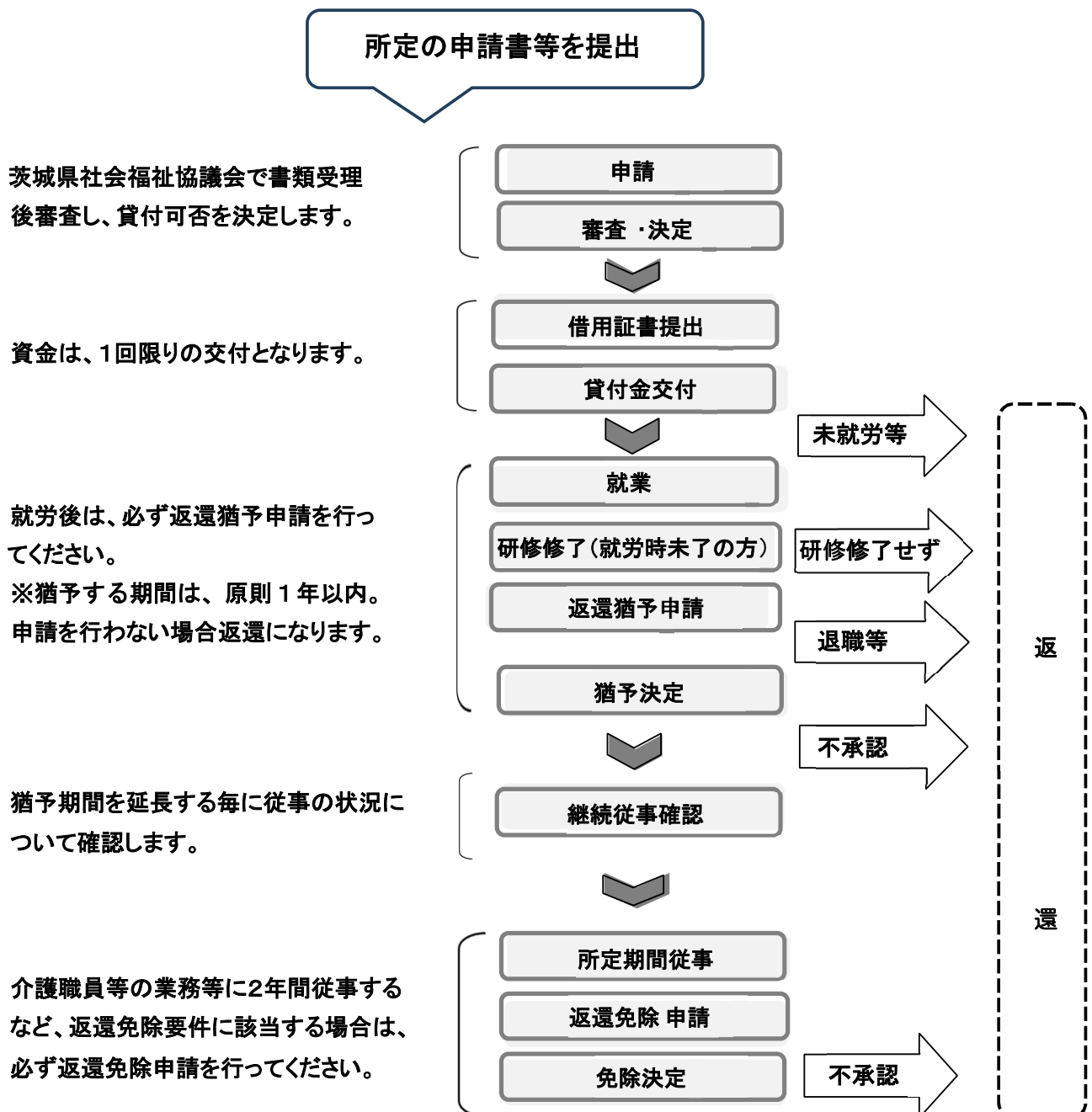
※ 連帯保証人は、返還が生じた場合には借受人と連帯して債務を負うことになりますのでご注意ください。

5 申請書類

申請書類を茨城県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードし、下記の書類を揃えて期限までに提出してください。

【申請者及び連帯保証人が用意・記載する書類】	
1	『介護分野就職支援金貸付申請書』(<u>申請者が自筆で全て記入</u>) * 記載は「介護分野就職支援金貸付申請書等」チェックリストでご確認ください。
2	申請者の住民票謄本(世帯全員分。 <u>連帯保証人が別世帯のときはその住民票抄本</u>) * 世帯主・続柄記載のあるもの。マイナンバー、本籍地記載不要。発行から3か月以内
3	市町村県民税課税証明書(<u>申請者及び 18 歳以上の世帯全員分</u>) * 連帯保証人が別世帯のときは <u>別途連帯保証人分のみ用意</u> してください。 * 書類は「介護分野就職支援金貸付申請書等」チェックリストでご確認ください。
4	就労(予定)する事業所等の長による雇用証明書(就労(予定)する事業所等で作成願います。)* 第2号様式を利用してください。
5	研修の修了証写し(就労時に研修を受ける方を除く)
6	介護分野就職支援金利用計画書(第3号様式を利用してください。) * 記載については「介護分野就職支援金貸付申請書等」チェックリストを参照してください。
7	介護分野就職支援金貸付事業における個人情報の取扱いについて * <u>申請者、連帯保証人が各々自筆</u> で記入し、各々の認印押印。記入日は『介護分野就職支援金貸付申請書』の申請日と同じ日にしてください。
8	「介護分野就職支援金貸付申請書等」チェックリスト * 留意事項等で確認・チェックの上提出してください。

6 申込からの流れ



7 貸付決定及び借用証書等の提出

- ・ 申請書類を審査のうえ貸付の可否を決定し、結果を申請者に通知します。
- ・ 貸付決定後は、貸付契約の手続きが必要です。
- ・ 介護分野就職支援金借用証書、介護分野就職支援金振込口座申込書の書類をお送りします。
- ・ 貸付制度説明会の案内をお送りしますので、説明会参加の際に下記書類をご提出いただき、貸付契約が成立します。

※ 説明会の日時、会場等につきましては別途お知らせします。

茨城県社会福祉協議会が用意するもの	申請者・連帯保証人が用意するもの
介護分野就職支援金借用証書	介護分野就職支援金振込口座確認書類
介護分野就職支援金振込口座申込書	印鑑登録証明書(申請者・連帯保証人)
	収入印紙(借用証書に貼付)
	実印(申請者・連帯保証人)

8 貸付金の交付

- ・ 貸付金は貸付契約後に申請者本人の金融機関口座に交付します。

9 貸付の解除

- ・ 次のいずれかに該当するときは貸付契約を解除します。

解 除	貸付を受けることを辞退したとき
	死亡したとき
	心身等の故障等のため就業を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
	退職したとき
	就労を予定する者で、研修実施機関が設定する期間内に研修を修了できなかったとき
	その他就職支援金貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき

10 貸付金の返還免除

- ・ 次のいずれかに該当するときは、貸付金の返還が免除されます。

1	介護職員等として就労した日から、茨城県内において2年間（在職期間が通算 730 日以上、かつ業務に従事した期間が 360 日以上）引き続きこれらの業務に従事したとき ^注
2	介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき

*（注）

- ・ 就労と同時に研修を受講する方は、研修を修了した日を就労した日と読み替えます。
- ・ 法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できます。
- ・ 離職した場合は、月を空けずに再度就業してください。1年当たりの業務従事日数は 180 日以上必要です。
- ・ 在職期間には、休職期間（産前産後休暇・育児休業休暇、病気欠勤、離職期間等）は算入しません。
- ・ 業務従事期間には、有給休暇を含みます。

※介護分野就職支援金資金返還免除申請書（第 13 号様式）は、茨城県社会福祉協議会より借受人へ郵送いたします。

11 貸付金の返還猶予

- ・ 次のいずれかに該当するときは、貸付金の返還を猶予することができます。

1	茨城県内において介護職員等の業務に従事しているとき
2	災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があると認められるとき

- * 書類が未提出の場合は、貸付金を返還していただきます。
- * 病気や出産育児等で休職した場合も申請が必要です。
- * 介護分野就職支援金返還猶予申請書、業務従事届は、毎年度、茨城県社会福祉協議会より借受人へ郵送いたします。

12 貸付金の返還

- ・ 次のいずれかに該当する場合は、返還事由が発生した翌月から貸付金を返還していただきます。

1	貸付契約が解除されたとき
2	茨城県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき
3	就労と同時に研修を受講した方で研修が修了しなかったとき
4	業務以外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

- * 返還の期間は、1年間です。
- * 返還方法は、分割返還（月賦、半年賦）又は一括返還です。
- * 返還金は、茨城県社会福祉協議会の指定する金融機関口座に振込していただきます。
振込手数料は、借受人負担となります。
- * 返還期限を過ぎて残金がある場合には、残金に対して年 3.0%の延滞利子が生じます。

13 届出義務

- ・ 届出事項に変更があった場合は、必要に応じて書類を提出してください。

貸付を辞退する	氏名、住所等を変更した
業務従事先を変更、退職した	病気、出産育児等で休職した

Q & A

Q1 介護職員初任者研修以上の研修が修了してません。申請可能ですか。

A1 就労すると同時に研修を受講すれば、申請は可能です。ただし、研修修了後は研修修了証の写しを提出していただきます。研修修了しなかった場合は返還となります。

Q2 就職する際に必要となる経費について、領収証は必要ですか。

A2 3万円以上の分については領収証等を提出していただきます。就職する際に必要となる経費については介護分野就職支援金利用計画書で確認させていただきます。

また、使途に不明な点がある場合等については、問い合わせをさせていただくことがあります。

Q3 過去に介護職員の業務経験があり、前職は別の業種で働いていました。申請はできますか。

A3 介護職員としての業務に従事した経験がある方については、申請できません。

Q4 就労後に研修が修了しています。就労した日から2年間で返還免除となるのですか。

A4 就労後に研修が修了した方については、研修の修了日を就労した日と読み替えます。したがって、研修の修了日から2年間で返還免除になります。

Q5 令和7年7月に就職しました。申請期限はいつですか。

A5 令和7年9月30日です。就職した月によって、申請期限が異なります。募集要項3の申請受付期間欄で確認してください。

Q6 勤務先での雇用形態がパートやアルバイトでも申請できますか。

A6 パートやアルバイトの方でも申請できます。ただし、1年あたり180日以上勤務が必要です。

Q7 申請後に申請金額の変更はできますか。

A7 申請受付期間経過後の変更はできません。ただし、申請書提出後申請期間内に變更したい場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

Q8 返還猶予手続きはいつまで行うのですか。

A8 返還猶予手続きは介護分野就職支援金に係る債務が消滅するまで毎年提出する必要があります。提出がない場合には、返還猶予の対象となるか確認できないため、貸付金を返還していただく場合があります。

Q9 返還免除対象業務を2年未満で退職しました。手続きは必要ですか。

A9 ① 次の仕事が決まっている場合

業務従事先変更届、業務従事届、業務従事期間証明書、就労状況等変更届を提出してください。

② 次の仕事が未定で就職活動をする場合

介護分野就職支援金返還猶予申請書、業務従事期間証明書、就労状況等変更届を提出し返還猶予申請をしてください。

③ 介護職員等の業務に従事する意思がない場合

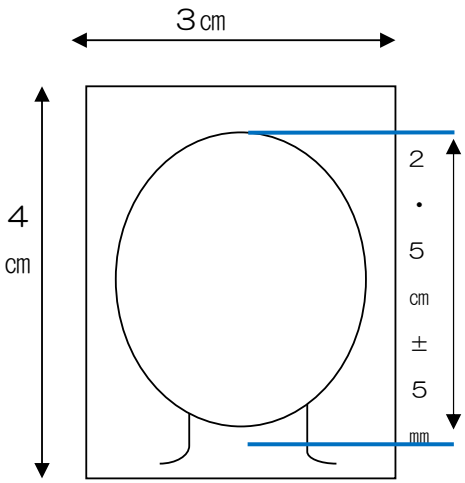
貸付金を返還していただくことになります。

退職までの従事状況を確認するため、業務従事期間証明書、就労状況等変更届、介護分野就職支援金返還計画書を提出してください。

※申請書記入上の注意

- ① 申請書は黒のボールペンで申請者が自筆で記入し、文字を訂正する際は、修正液・修正テープ等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印(申請書の氏名横に押した印鑑)を押し、余白に書き直してください。また、消えるボールペンで記入した書類は受理できませんのでご注意ください。
- ② 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意ください。
- ③ 貸付申請書の「連帯保証人予定」欄の記入については、貸付申請者がすべて自筆にて記入してください。

※申請書に貼付する写真についての注意事項

	＜申請書に貼付する証明写真＞ 1 縁なしで、サイズはタテ4cm、ヨコ3cm、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが 2.5 cm (±5mm) 2 申請者本人のみが撮影されたもの 3 提出の日付前6ヶ月以内に撮影されたもの 4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの ※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。 ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているもの イ 目元がはっきりしないもの(光が写り込んでいる、眼鏡で隠れている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等) ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの エ 平常時の相貌と著しく異なるもの
---	--

お問い合わせ

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部(人材自立育成担当)

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 3 階

TEL:029-350-8366

FAX:029-244-4652

(平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで)

※土日・祝日及び年末年始は休みです。

ホームページ <https://jinzai.ibaraki-welfare.or.jp/>



↑ 茨城県福祉人材センター

茨城県社会福祉協議会 介護分野就職支援金貸付

検索



介護分野就職支援金返還免除及び返還猶予対象となる「介護職員等の業務」

居宅サービス等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業所（同号ロに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第 2 条第 2 項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務。

具体的には、以下の種別のサービスを実施する施設・事業所等で、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である方をいいます。

「介護職員等の業務」には、相談業務、施設長業務は含まれません。また、障害福祉サービスの事業所は含まれません。

サービス種別	
（介護予防）訪問介護	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
（介護予防）訪問入浴介護	地域密着型通所介護
（介護予防）通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
（介護予防）通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設
（介護予防）短期入所生活介護	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
（介護予防）短期入所療養介護	介護老人福祉施設
（介護予防）特定施設入居者生活介護	介護老人保健施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護療養型医療施設
夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業
（介護予防）認知症対応型通所介護	第一号通所事業
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	